

令和7年第3回矢掛町議会第2回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和7年5月30日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時42分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |             |                |
|-------------|---------|-------------|----------------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋        |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 病 院 管 理 者   | 村 上 正 和 (途中退席) |
| 総務防災課長      | 稲 田 欽 也 | 企 画 課 長     | 平 井 勝 志 (途中退席) |
| 財 政 課 長     | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江        |
| 税 務 課 長     | 守 屋 裕 文 | 健 康 推 進 課 長 | 小 川 公 一        |
| こどもみらい課長    | 楠 木 貴 子 | 産 業 観 光 課 長 | 池 田 敏 之        |
| 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 | 上 下 水 道 課 長 | 丹 下 裕 之        |
| 教 育 課 長     | 西 山 弘 之 | 会 計 管 理 者   | 松 嶋 良 治        |
| 建設課・教育課参事   | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長   | 坪 田 芳 隆        |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理    | 立 川 人 士        |
| 財 政 課 主 幹   | 小 出 健 司 |             |                |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 9番, 11番, 8番, 5番, 3番, 1番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 9番, 11番, 8番, 5番, 3番, 1番

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は6名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、9番花川大志君、お願いします。9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 議席9番花川でございます。まずもって、村上病院管理者には診療業務に大変お忙しい中、御答弁のため御出席をいただき、心から感謝を申し上げます。

それでは通告事項、国民健康保険病院の現状と課題及び地域医療の維持確保に関する執行部の方針について、早速質問を始めさせていただきます。

町内の病院・医院との連携推進の元、地域医療ネットワークの中核病院として、我々町民が不慮の事故による怪我や何らかの病に患った時、安心して医療の提供を受けることができる矢掛病院は、医療のみならず、福祉介護部門との連携の拠点として、町民にとってなくてはならない公立医療施設であります。

それだけに、疾病や怪我に苦しみ、救いの手を求める町民にとって、治療だけでなく身近なホスピスケア・緩和ケアとして、患者さんを含む御家族の精神的な支えであるという期待と依存的な思いからか、時として諸業務の対処対応に關しての町民の厳しい御指摘が、我々議員に少なからず届けられます。

いわゆるクレームという類のものですけれども、振り返って、ここ数年は新型コロナウイルス感染症患者の受入れとそれらに起因した院内クラスター集中感染の発生などなど医療現場の御苦労は相当なものであったと承知をしております。

それ以来、院内における感染防止の管理は、通常業務にプラスしての徹底した取組であったはずですから医療環境へのダメージは相当なものであったであろうし、各部署スタッフの皆さんには心身ともにその御負担は大きかったと思います。

そういったさまざまな現状、今申し上げたコロナ禍はその一つの事例ですが、現場を取り巻く状況や環境の変化からスタッフが疲弊し、病院としてのホスピタリティに見えない陰りが生じていたとすれば、これは、町民にとって、矢掛病院のスタッフにとって、さらに、設置者である矢掛町行政にとって、残念かつ不本意なことであり、関わるもの全てにとって不利益であったと思うわけであります。

病院へ来た一般町民は、医療現場という非日常的な緊迫した環境の中では、職員の皆さんの言葉遣いや対応時の表情一つで不安や違和感をお感じになり、その延長線上に何らかの受入れ難い言動や対応や状況等に御不快の念を覚えることがあったとしても、医療現場ではある程度、これは仕方のないことと思います。

しかし、町民の側からすれば、公立の病院という信頼すべき場所で、そのようなことがあれば、一時の感情であるにしても、お腹立ちになるのもむべなるかなとも思うわけであります。

病院スタッフの皆さんが誠心誠意マニュアルどおりの対応をしたつもりであっても、ちょっとしたこ

とで患者さんが違った受け取り方をされれば、病院に対する御指摘、あえてクレームと申し上げますが、これが発生する事態に陥るのであります。

そこでまず、町民からの御指摘に対する病院組織としての改善への取組及び病院が掲げる理念にのっとりた対処の現状について、可能な範囲で結構ですので、事例開示と併せて忌憚のない御見解、御答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 9番花川議員の御質問にお答えします。

矢掛病院における御指摘やクレームに対する取組との事ですが、苦情の事例としましては、コロナ禍においては発熱外来時の待ち時間への苦情、入院患者への面会における制限への苦情などがありました。また、日常業務では、職員の言葉足らずでの説明不足に起因する苦情や夜間救急時の専門医外への対応について、患者様やその家族からお叱りや苦言を言われることなどがあります。

矢掛病院での対応改善や再発防止への取組ですが、問題事例があった場合、対応者が報告書を上げ、院内で情報を共有します。内容により、医療サービスにおけるもの、医療安全に関わるもの、それぞれの担当者が連携を取りながら事実確認を行い、関係職員へのヒアリングや診療記録の確認を通して、関係部署で必要であれば、業務フローやマニュアルの見直し、職員への研修、教育など改善策を立案します。

患者様や御家族に対しては、改善の内容や再発防止の対策など必要に応じて報告や謝罪、説明不足の場合には再説明の場を設けて対応させていただいております。

矢掛病院では、今後も御意見を真摯に受け止め、患者一人ひとりに向き合い、寄り添い、皆様に適切な医療を提供できるよう努めてまいりますので、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 大まかな事例内容の開示とそれぞれの案件ごとへの対処の現状について、事務長から御説明いただきました。

町民のさまざまな指摘事項を真摯に受け止め、寄り添い、適切な医療提供に向き合うとのこと、正にこれは、矢掛病院の理念にのっとりた町民にとって有意義な見解と受け止めさせていただきます。

院内にはさまざまな医療施設としての守るべき基準と改善への取組とを職員が主体となって推進する委員会が、多数設置されていると承知しています。

答弁で発熱外来の待ち時間の件や職員の言葉遣いなど、事例として挙げられた起因事項については、具体的にどの委員会のこういった方法により、どのような改善策が導き出されているのでしょうか。その実施内容について、ぜひ伺いたいと思います。

一方、カスタマーハラスメントなんかも多数あると承知しておりますが、我がまちの医療現場で倫理観を逸脱したような言動が町民から発せられた事例が存在することに、議会としては多少複雑な思いを禁じ得ませんが、冒頭申し上げたとおり、病院という非日常的な緊迫した環境においては、患者とその御家族や付き添いの方にとっては、何とか痛みと不安を一刻も早く取り除いてほしいという思いの中で感情が爆発することもあるかと推察いたします。

そのような時、何がしかの行き違いの中で町民からお叱りや苦言をいただく事案が発生したとすれば、普段の業務の中で外来や入院される方々の精神面を最も熟知されていると思える病院職員さん、ドクタ

ーやナースさんですがその方々が、委員会での改善協議を経て、導き出した対処対策等は果たして現場で機能しているのかと思わざるを得ません。

許し難いことへの対応は、誠意を持ちつつも毅然とした態度で臨んで欲しいわけでありますけれども、先ほど申し上げた患者の心理状態への理解も含め極力御勘案された上で寄り添う対応を追求し、これを実施していただくことを切にお願いしたいと思う次第であります。

これについては、視点を変えて、違う観点からお聞きいたします。それは、最近の矢掛病院の利用率です。特に矢掛町民の外来利用率について、その状況をお伺いしたいと思います。

町民からのお叱りや苦言、つまりクレームですが、その内容や実例の口コミとしての広がりや外来利用率の相関性についての御見解をお聞きいたします。

時として町民の方々から何らかの事柄についてのお怒りが、結果として、もう矢掛病院には行かないという行動判断として私ども議員に示されることがあるのですが、これに該当する事案が露見した場合、対象となる委員会で協議を行い、対処対応の行動規範が立てられれば、速やかに改善が進み、少なくとも事例が減少すると思われるのですが、実情はどのようなのでしょうか。

委員会の対応の取組内容と結果、また最近の外来利用率との相関性について、病院管理者、事務長それぞれの御見解をお聞きしたいので、再質問として答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 花川議員の再質問にお答えします。

苦情の改善策としては、コロナ禍においては、感染委員会を臨時で開き、感染状況に応じた対応や協議を行い、また、発熱外来時の時間制での受付や医師を含めた職員の人員を増やす等を行いまして対応を行いました。面会についても都度、感染状況に応じた面会の制限を行っております。また、接遇の研修であれば教育委員会で研修を行い、立案計画をして検証を企画しております。病院全体の事案になれば管理者を交えて対応を協議し、説明や改善を行っております。

また一方で、患者さんやその関係者からの要望の言動の中には職員の人格を否定する言動、暴力や大声を出すなど、職員のメンタルに悪影響を受けるものもごく一部見られます。

これらの行為については誠意を持って対応しつつも、毅然とした対応で議論方針であることも御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。一方、お手紙や投書などで寄せられる御意見の中には、対応への感謝や職員への激励をいただくこともあり、大変励みになっているところでもございます。

また、病院の利用率に関しては、先ほど花川議員が懸念されておられます職員の対応状況が、どの程度影響しているか難しいところかと思います。患者数は、令和2年のコロナ禍で患者数が大幅に減少しました。令和5年度と6年度を比べますと入院患者数は3,589人増、外来患者数は158人の減となっております。

病院としては、コロナ禍前までは患者数はまだ戻っておりませんし、新型コロナウイルスなどの感染症がなくなったわけでもありません。今後も感染対策を取りながら、苦情などの御意見があれば真摯に受け止め、患者様一人ひとりに向き合い、寄り添い、皆様に適切な医療を提供できるよう努めてまいりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 病院管理者。

**○病院管理者（村上正和君）** いつも矢掛病院に対しての御助言、御指導を有難うございます。

今回の議員の御質問ですが、矢掛町における唯一の公的病院である矢掛病院が今後も町内での医療を

維持していくための前向きな質問と捉えております。ありがとうございます。

病院に対していろいろ御心配をお掛けしているようですので、事務長からの回答に加えて病院事業管理者の私のほうからも補足させていただきます。

まず、本院の利用状況に対する御質問がありましたので、お答えいたします。本院は、令和6年度の実績として、外来患者が延べ年間約3万7,700人、入院患者は3万7,100人です。お尋ねの外来患者数に関しては、ほぼコロナが始まった5年間変わっておりません。もちろん、コロナ前に比べると外来患者は、8,000人ほどの減少が見られます。これは、町の人口減少や長期処方増加、世の中の流れとしてのコロナが始まってから本院に対する受診控え、いわゆる受療率の低下が背景にあると考えています。

本院の昨年の入院患者の稼働率は約87パーセントであり、一昨年の78パーセントと比較しても増加しております。

日々生活していると、さまざまな病気や怪我、高齢になったための不調を患います。このような体や心の不調に対して受診する病院は、近いだけという理由では不十分で、信頼できる病院でなければ受診していただけないと考えております。現在、これだけの方々が本院を選択し、利用していただいています。本院を選び、受診された方の期待に応えるべく、真摯に対応し、精一杯努力をし、寄り添い、満足していただくのが本院の使命であると考えています。

本院の理念は、信頼できる身近な地域の病院であることです。その目標に向かって職員一丸となり、医療・介護の質の向上を目指し、これからも頑張っていく所存であります。

患者さんが減っているのではないかと御指摘ですが、確かに減少していますが、先ほど述べましたようにいろんな原因が考えられると思います。矢掛病院では、外部委託し、外来や入院の患者さんに定期的なアンケートを取り、ホームページで公開し、病院全体で検討しています。その中では、外来での待ち時間に対する苦情はありますが、これはどこの病院でも抱えている課題であり、本院が特別というわけではないようです。もちろん、病院に対する種々の要望に対して、そして、引き続き改善に向けての努力を続けてまいります。

人口減の中、求められる医療・看護の質はますます高度化しています。そのために、本年9月には外部の専門家による病院機能評価を受審する予定にしております。時代時代にあった病院機能の質の高さをこれからも維持できるよう努めていきます。

私たちのような公的病院には命に関わるような御病気の方が毎日来られます。私たちの本来の使命は、まずは、身体や心の不調に対し、治し支えることが第一に考え、質の高い医療・看護を提供することに努力すべきであると考えています。

ホスピタリティに関しても、町民の方々の期待が高いことは理解しております。十分ではないと思われる場合が残念ながらあるかも知れませんが、私は事業管理者として病院スタッフに対する安全配慮義務があります。病院スタッフの働く職場が心身ともに安全な場所であることを維持することは、事業管理者としての責務であります。それを踏まえつつ、病院の中の事に対する要望や気付きに対しては、仕組みとして病院幹部で共有し、前向きに対策を立て、対応しておりますので投書箱やホームページなどを御利用いただき、ぜひ御意見をお寄せいただきたいと思います。

医療を支えるスタッフの獲得も難しい中、現在の病院機能を維持するために職員は本当に頑張っています。地域の医療、矢掛町の医療を支えるのは私たちの役割であるということを共有しているからと感じています。

再度繰り返しますが、地域の病院は、スタッフの努力はもちろんですが、住民の方の御理解と御支持がなくては存続できません。小さな自治体が病院を維持し、存続させることは本当に難しい時代になっています。矢掛町国民健康保険病院がこれからも矢掛町で健全に存続維持することができるためには皆様の御理解と御支援が必要不可欠です。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 国保病院における医療方・事務方のそれぞれのトップお二方から、現状把握に準じた改善に対する生の声を、町民皆さんにお届けすることができました。これは、後日ケーブルテレビで放映されるはずです。

つまり、病院は我々町民にとって身近で頼るべき医療施設なのですから、今のように常に医師や事務職員の顔が見えて、信頼関係に基づいた安心安全の場所、医療機関であり続けるということを実態として確認できたわけであります。

特に管理者の御答弁では、地域の病院は、スタッフの努力とともに住民の方の御理解と御支持がなくては、健全な維持存続はできないとの御見解が示されました。

今次、一般質問の趣旨は、町民の方々から寄せられた国保病院に対するさまざまな御意見に基づく調査や協議、さらに聴聞、例えばこのような定例会一般質問の場で、その内容や経過をつまびらかにし、改善を図ることへの相互の気付きの確認であるわけです。

これは、正に管理者の答弁にあった病院の努力と住民の理解、支持がなくては維持存続はできないとの御見解と合致するものであります。

私自身、議会としてこういったことにもっと早く取り組むべきであったと真摯に反省をするわけですが、医療機関ということ、また常に人手が足らず非常に忙しいという実態、また24時間365日の救急受入れ体制の実施など、医療現場にいささか遠慮がありました。

しかし、矢掛病院は、町民にとって大変重要な公共施設であるだけに、むしろ病院事業をガラス張りにするべきでありました。

先ほど事務長からは、町民から職員の対応に感謝や激励をいただき、励みになった旨御答弁がありましたし、管理者からは、職員は皆医療を支える役割を共有し、本当に頑張っているという実態が開示されました。

管理者・事務長の御見解同様、町民みんなの共通理解の元にこそ、我がまちの地域医療機関の中核である矢掛町国民健康保険病院は維持継続されねばなりません。

クレームはエールに変えて、政治的な施策で財政的な問題はやりがいの裏返しと捉え、官民一体となって、我がまちの医療を町みんなで支えるべきと執行部にお取り成しを要望したいと思う次第であります。

そこで、当該病院の設置者である町長に、国保病院はどうあるべきか、また、どのような医療施設にされていくのか。総体的な方針について、この際、お聞きしたいと思いますので、答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の御質問、再々質問につきまして、開設者としてお答えさせていただきます。

まず初めに、矢掛病院に通院・入院されておられます患者様の早期の回復をお祈り申し上げます。また、矢掛病院に勤務する医療従事者の皆さんの平素の献身的な働きに感謝いたします。

答弁にあたり申し上げておきたいことは、矢掛病院の運営全般については、村上事業管理者を中心とした医療現場に委ねるというのが開設者の立場であるということです。その点を踏まえて、私の所見の一端をお話しさせていただきます。

現在御承知のとおり、全国の医療施設、とりわけ地方の公立病院の経営環境は、収益面のみならず医療人材の確保も含め、大変厳しい状況にあります。矢掛病院も例外ではありません。

しかし、そのような時こそ原点に立ち返り、病院の基本理念に基づいて患者様や御家族の立場に立ち、時代のニーズに沿ったサービスの提供に努めることが肝要であると考えます。

そして、そのための効果的で実行可能な取組を積極的に展開して、町民の皆様の御期待に応え、町民の皆様がこれからも安心して通院・入院していただける信頼度の高い病院であり続けたいと思っております。

今年4月にオープンしました矢掛病院に隣接する保健センターとの連携により、保健センターでの診察から病院受診への流れをスムーズに行えるようにするといった新しい試みも始まろうとしています。村上事業管理者にも保健センター顧問を兼務していただいております。矢掛病院と保健センターの連携の推進に注力してまいります。

矢掛病院は県内の地域医療の有識者で構成される会議において、公立病院として高い評価を受けており、また、財務内容も全国の公立病院の平均的な指標に照らしても良好であり、決して悲観すべきものではありません。

しかしながら、お話しいたしましたとおり、地方の公立病院は大変厳しい経営環境にあり、町民の皆様から御不安の声をいただく中で、私は開設者の立場から知恵を絞り、また、さまざまなツールを用いて経営面での支援を継続的に行ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 病院開設者である町長から国保病院の運営に関して、あらゆる角度からの御見解をお聞きし、公共の医療施設としてこれからのあるべき方向性、また病院像が示されました。

その中で、新しく設置された健康センターとの連携による総合活用のプランなど、町民の利用促進によってなされる公営企業たる国保病院の健全維持を図るための取組案の中の一つも示されたわけであります。

なるほど、町長の御発案どおり、病院管理者は今年度から保健センターの顧問として、また事務長は健康推進課参事として、専門的な見地から運営をサポートされることと思いますので、それぞれの立場から必要に応じて、センターほかから病院へと該当する町民をつなぐルートをしっかりと構築していただければと考える次第です。

町長の御発案には、議会としては、私はしっかりとこれをしていただくことを強くお願いするものであります。

そういった健康維持のモデルパターンが出来上がれば、経営としての国保病院の維持のみならず、真の意味での福祉介護医療の連携拠点となるのではと期待が持てる施策であります。

国保病院を取り巻く環境は、町長おっしゃるとおり依然厳しく、矢掛病院として大変評価の高い断らない緊急医療体制のネックとなる、例えば、コンビニ受診、つまり緊急性のない軽症にも関わらず、故意に休日や夜間など外来が少ない時間帯を利用して救急外来を利用する事なんですが、こういった行為が病院に過重労働をもたらし、本当に手当が必要な救急患者への救命措置を阻害し、厳しい財務状況を

も圧迫するという二重三重の負担を及ぼす現実があることを我々町民も理解しておかなければなりません。

これはある意味、議会の役割であると私は考えております。なぜなら、国民健康保険病院は、我々矢掛町民のための大事な医療施設だからであります。

病院事業者でもある村上院長のスタッフの努力はもちろん、町民の御理解と御支持がなければ、この病院は存続できないという趣旨発言は、18年間にわたり、この病院に御勤務された一人の医師としての心の叫びであると、一町民として私は有難く受け止めたいと思います。

ですから今後は、そういった医療現場の思いも含め、病院管理者・事務長は、開設者であり、行政執行検事でもある山岡町長と定期的な会合、ホットラインをお持ちいただき、病院の現状報告の上に協議を重ね、施設運営を強固にしていいただければと思います。

さらに、病院スタッフの御苦勞の見える化、すなわち、病院管理者と事務長の院内スタッフの皆さんに対する行き届いたガバナンスの徹底ですけれども、これをしっかりお図りくださり、町民のための施設であることを諸々の業務にて発露してくださることを切にお願い申し上げます、私の全ての質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、11番川上淳司君、お願いします。11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** 議席11番の川上淳司でございます。通告により、質問させていただきます。

質問としては、子ども食堂の現状について問います。現在、町内で頑張っておられる子ども食堂は、中川地区で行われていると思います。公民館の皆さんの努力と工夫が詰まっているものであり、一度だけ私も参加させていただきました。本当に心温まる会と言いますか、子ども食堂だったと思います。

そこで今年度、岡山県の予算の中で、子ども食堂に対する設備費用等での予算が付いているように調べております。町内で中川地区に続くようなものはないのでしょうか。また、子どもの居場所づくりとして、子どもたちが安心して集まる場所の提供が行われないかと思いますが、どのように考えていらっしゃるかを問います。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 11番川上議員の子ども食堂の現状と今後について、こどもみらい課からお答えいたします。

子ども食堂は、昨年度実績で、全国に1万867か所、岡山県では約120か所ございます。

町内では中川地区に唯一設置されており、その運営は中川子ども食堂実行委員会が中心となり、公民館や自治会、地区社協、栄養委員等が協力し、運営されておられます。毎月第3土曜日の午前中に体験学習と合わせて開催され、1回でおおむね30人から40人の参加があり、時には地区外からの参加もございます。平成28年度の開始当初は貧困家庭の支援という目的がありましたが、今は三世代交流の場としての役割を担っています。

この中川子ども食堂は、町民や企業から食材の寄附を受け、地区社協充実事業として町社協から助成金も交付されており、この交付金を活用し、活動されておられます。

町社協から毎年、他の地区社協等に子ども食堂実施の打診をしてくださっていますが、まだ、他の地区での開催にはいたっておりません。

また、川上議員がおっしゃるように、県の子どもの居場所づくり促進事業として居場所づくりに必要な家具や機器、施設修繕などの補助金交付事業がありますが、現在のところ申込みはない状況です。

現在、子どもの居場所として、未就学であれば川面の子育て支援センター、小学生であれば放課後児童クラブやこども教室、公民館学習会、スポーツ少年団、やかげスポーツクラブ、水曜日学習講座、中学生・高校生であれば合同部活動や図書館の自習室などがあります。

また、昨年度から美川地区はなしの里で開催しております“こどもみらい学校”での親子イベントや保育園の親子料理教室など今年度も行う予定で、一人でも多く子どもたちに参加していただきたいと考えています。

一方、こどもみらい課で保護者から「子どもの居場所がほしい」と言われる場合、子どもに障害特性があったり、家庭に生活困窮がみられる場合があり、仮に居場所を作ったとして、今度は足の問題や参加費用捻出などの課題が出てまいります。

いま、こどもみらい課では、そういう御家庭をこども家庭センターとして相談に乗り、その子にあった居場所を御提案し、生活困窮があれば生活支援という形で他課と連携して対応しています。

子ども食堂も子どもの居場所として一つの選択肢となり、体験を通しての学びや食育を進めるためにも大切だと考えますので、課としても県の子ども居場所づくり促進事業補助金の御紹介を兼ね、改めて各地区へ実施をお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 11番。

**○11番（川上淳司君）** はい。確かに御回答のとおりだと思っております。

私が子どもの頃は、学校から帰ったらまずランドセルを投げて川面小学校へまた戻りまして、川面小学校で日が暮れるまで遊んでいた現状があります。

本当にそういうふうな部分からいうと、ちょっと目指す部分がちょっとずれてんかなと思っております。やっぱり子ども時代って、そういうふうなガキ大将がおって、それからその下と一緒に遊んで経験を積んで大きくなっていくのかなというふうな感覚は、私は持っております。

そういう部分から言いますと、子ども食堂でなければならないっていうことでなく、子どもの居場所づくりとして考えていただきたい。ただ食事を提供する場所になってしまうような子ども食堂では駄目だと思いますし、やっぱり中川地区もそれなりの要するに過程を踏まれてどんどん工夫されているっていうのは、もう先ほどの御説明でよく理解できてきました。

子どもたちは、ヤングケアラー、それから学校に馴染めない子などいろいろな問題を抱えていると思っております。さまざまな子どもたちが抱えてる問題に対して、求めている場所を提供するのも一つかと思っておりますので、私は夢のある、そしてそこへ行けば安心して遊べる場所を提供できないかというふうに考えて思っておりますが、どこかのスペースを使って居場所づくりができないか。こどもみらい課としてどのようなお考えがあるかを再質問としてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 11番川上議員の再質問について、こどもみらい課からお答えいたします。

夢のある、そしてそこへ行けば安心できる場所として、居場所づくりができないかとの御質問ですが、課としても、そういう場所ができれば有難いと思います。

行政が作る居場所には限界がございます。やはり、持続可能で、夢があり安心できる場所として、地域の方々のお力をぜひお借りしたいと思います。

また、川上議員をはじめ、議員様方にぜひ、居場所づくりの発起人になっていただきまして、賛同してくださる町民の方々にも御協力いただければと考えます。皆様方から居場所として何か御意見があれば、ぜひお教えてください。

課としても、その子にあった居場所を提供しつつ、一方で、町民の方々のお力をお借りしながら、考えていきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 11番。

**○11番（川上淳司君）** はい。本当にこの御質問に答えていただき、ありがとうございます。本当に私も質問してる質問者として、どういうふうになればいいのか。どうやっていけばいいのか、まだ、本当に分かっておりません。しかしながら、議員としてはやっぱり前に進めていってあげたいという気持ちがあるので、先ほど課長もおっしゃいましたけれども、やっぱり、町民の皆さんに投げ掛けることしかないのかなというふうな思いでおります。

ここで提案になるかもしれませんが、高校生・中学生を中心とした居場所づくりワークショップ若しくは子ども食堂ワークショップなどをお考えになって、一遍やっぱり、子どもたちの意見を聞いてみるべきだと思っておりますので、そこを行政としては、そういうところを取り組んでいけるかなと思っておりますので、ひとつお考えになったらいかがかなと思っておりますので提案させていただきます。

今後この問題に対して、向き合っていかなければならない。こどもみらい課と何かを変えていきたいと思っておりますので、微力ながら私も協力させていただこうと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、質問終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、8番石井信行君、お願いします。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番日本共産党の石井信行です。

質問前にロシアによるウクライナ侵略とイスラエルによるガザ地区での民族浄化とも言えるジェノサイドを厳しく糾弾して、両地域での即時停戦を強く求めて、質問に入ります。

質問は、かわまちづくりについて3点、それから病床削減について1点お尋ねします。

まず1つ目、かわまちづくり事業の駐車場造成工事その2。本当はこれ、その1っていうのがないんですが、その2というのが出てますので、後から関係しますので、それ以後はその1、その2で言わせていただきます。

その2の入札のあり方について、まずお尋ねをします。

令和6年度の建設第120号矢掛町小田川かわまちづくり事業拠点整備タイプの駐車場造成工事その2は、令和7年3月18日9時に公示され、3月31日開札となっていました。

この公示には、予算が採択されなかった場合の条件は全く付されていませんが、この工事に係る繰越予算、工期8月25日までの議決は、3月18日9時30分からでした。建設第120号かわまちづくり駐車場造成工事その2の入札は、電子入札で予算の採決前に公示されております。

これは、議会無視であり、無効ではないかと私は考えますが、もし無効でないのなら、その根拠を教えてください。入札担当の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 8番石井議員の御質問、入札のあり方について、入札に関する事務を主管

しております財政課からお答えいたします。

令和6年度建設第120号矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり（拠点整備タイプ）駐車場造成工事（その2）の工事については、議員おっしゃるとおり、令和7年3月18日午前9時に入札公告を行いました。

この事業の繰越明許費補正を含む令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）の議決は、同日9時30分からの令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会最終日に行われており、議決前に入札公告は無効で、当該入札及び契約は無効なのではないかとの御質問であろうかと思えます。

入札公告は、入札準備行為の一つであり、これは予算議決前に行うことができます。

入札自体は、予算議決がなされて執行されるもので、仮に予算が議決されない場合は、当然のことながら入札は行いません。

今回の場合、予算議決を経て行った入札でありますので、有効であります。

なお、今後におきましては、このような場合、入札公告の際、予算の議決が条件である旨を表記するようにいたしたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。かわまちづくり事業の駐車場造成工事その2は、議決を経ているので違法ではないという答弁だったように伺ったんですが、議決をなされていないから問題だというふうに私は提案したんですが、議決をされているっていうのはどういう意味でしょうか。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** はい、石井議員の再質問についてお答えいたします。

議決をされていることというような言葉についてですが、予算議決の後、入札を行ったということなので、入札自体は有効であると。入札公告については、入札準備行為ですからそれは可能であります。

ちょっと繰り返しになりますが、議決を行った後、入札を行って、開札が3月31日ということでございます。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** 今のお答えだと、公示は準備行為で議決の後に入札をしたと言われるんですが、この場合、電子入札なので、公告すればすぐに電子入札ができるでしょう。だから、即時できるんじゃないかと私は思っているんですが、それは違いますか。

それと併せて、私今まで予算決算常任委員会の中で、この予算案の委託先はどこですかとお尋ねすると必ず予算がまだ通ってから入札になるので、今まだ決まっておりませんという答えが返ってきていたので、こういうお尋ねをしたのですが、もう少し教えてください。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 石井議員の再々質問についてお答えいたします。

入札公告を行えばすぐ入札ができる。それは、予算の議決前にもなるんじゃないかという意味の御質問だと思います。

入札公告は、先ほどもこちらにも言いましたが、3月18日でございます。入札ができる期間というのがございまして、それは今回の場合3月27日、28日の両日2日間でございます。それを受けて3月31日に開札という流れでありますので、公告があつてすぐ入札——札が入れられることにはなっております。

せん。

これが一つ。質問についてのお答えは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

はい、すみません。最後に委託先についてのことでございますが、当然、委託先については入札が行った結果でありますので、委員会等で答弁しているとおり、その時点では、まだ入札の前の段階ではわからないのは当然のことですから、入札が行われて、開札が行われて、初めて言えると、もう決まるということになりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** 議会で議決が済んだ後、執行部がこの予算を執行するという頭でありますので、少しそこは学習になりました。

次、かわまちづくり2つ目のお尋ねをします。令和6年度の建設第92号デジタル田園都市国家構想交付金事業（拠点整備タイプ）矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり築堤工事業は、現場を見ても図面を見ても、これがこの図面なんですが…

（8番石井信行君 資料Ⅱ提示）

**○8番（石井信行君）** 築堤事業、この弦橋のここに、こう土手ができるというふうになっているんですが、この図面を見ても、図は県道の高さまで工事をするようになっています。まだ、完了してないように私は見受けますが、築堤工事は一体どうなったのか。小田川堤防にならないということなのか。担当課の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 8番石井議員の御質問、令和6年度建設第92号かわまちづくり築堤工事について、建設課からお答えをさせていただきます。

まず、先ほどお示しいただいております資料でございますが、お示しいただきました資料は、建設工事第82号の起工図面かと思われます。建設工事第92号の資料ではございません。

弦橋下流部の築堤工事及び造成工事は、同じ区域で工事を実施しておりまして、同様の図面を使用しながら工事を進めております関係上、石井議員も図面の取り違えをされたものと推察をいたします。資料に基づいての御質問でございますので、訂正をお願いいたします。

また、正規の図面は、施工箇所を着色しております。今回、お見せ、お示しいただきました資料は、着色がございませんので、施工箇所の判断が出来にくい状態となっております。

さて、御質問の内容は工事の内容や進捗状況についてのものと思われるので、令和6年度建設第92号かわまちづくり築堤工事の概要について御説明をいたします。

本工事は、本来、河川管理者である岡山県が実施する事業であります。かわまちづくり事業全体の岡山県との協議及び調整を経て、河川法第20条——これは、河川管理者以外の者の施工する河川工事の許可申請によりまして許可を得た小田川の築堤工事でございます。この築堤工事は令和7年3月31日に完了しておりまして、この工事によりまして小田川堤防の約3分の2が完成をしております。

参考までに申し上げますと、築堤に使用した盛土材は全て他工事からの流用土であり河川管理者の許可及び指定に基づくもので施工をいたしました。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。それではお尋ねしますが、この築堤工事は終わった。終わったという今、

発言，答弁がありましたね。

それで，築堤工事が終わったのであれば，もう支払いが進んでいると思いますが，支払いはどうなっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（浅野 毅君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） はい。まず，この工事で発注した築堤工事は終わったと申し上げました。築堤工事が全体が終わったとは申し上げておりませんので，そこは確認をお願いいたします。

支払いでございますけれども，工事完成しておりますので当然終了しております。

以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 8 番。

○8 番（石井信行君） 再々質問になりますか。支払期日ははっきりしていますか。

○議長（浅野 毅君） わかります？ちょっと待ってください。建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 現在手持ちの資料では支払い期日はわかりませんので，後ほど休憩後でもすぐにお伝えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 8 番。

○8 番（石井信行君） はい。かわまちづくりの 3 つ目の質問に移ります。

○議長（浅野 毅君） 3 番ですね。3 番目。はい。

（8 番石井信行君 資料Ⅲ，資料Ⅳ提示）

○8 番（石井信行君） これも資料は全体に配るなという議運の指示で駄目になったんですが，駐車場の造成工事 2 の一番，その 1 その 2，先ほど申しましたが，その 1 その 2 で，その関連についてお尋ねします。

この二つの図面は，もう担当課のほうへは事務局から届いてるということで，もう御存じだと思うんですが，この築堤この造成工事のこの 2 つの造成工事の関連について，3 点お尋ねします。

1 点目は，この建設第 82 号ですかね，かわまちづくり駐車場造成工事，同じ駐車場造成工事の前半部分だと私は思うんですが，わかりやすくするため先ほど申しましたように，あえてその 1 と呼ばせていただきますが，建設第 120 号かわまちづくり駐車場造成工事その 2 は，このどちらも現在嵐山の麓で行われているかわまちづくり事業の設計図に間違いありませんかっていうのが，1 つ目。2 つ目，2 つの工事の土を盛り上げる高さがほぼ同じで，重複しているのではないかと私は思っているんですが，重複していませんか。3 つ目，先ほどの質問 2 でお尋ねしました建設築堤工事ですね，築堤工事で計画されている進入路，これも重複，この造成工事と重複することになるのではないかと思います，そういうことはありますか。3 点お答えください。

○議長（浅野 毅君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 石井議員の御質問，建設第 82 号駐車場造成工事と建設第 120 号駐車場造成工事（その 2）の関連について，建設課からお答えいたします。

まず，1 点目の御質問でございます。先ほど，嵐山の麓で行われているかわまち事業の設計図かとの御質問でございますが，お示しいただいております資料Ⅲと資料Ⅳは弦橋下流で実施し，令和 7 年 3 月 31 日完成した建設工事第 82 号及び現在施工中の建設工事第 120 号の図面であろうかと思われます。

なお，資料Ⅲは，建設工事第 82 号の発注当初の図面の一部であると思われますが，通告で頂戴した時

点ではその図面に加筆され、その後、加筆箇所を修正されたと思われるものが提示をされております。資料Ⅳにつきましては、現在施工中の建設工事第120号の発注当初の図面の一部であろうと思われます。

2点目の御質問、重複は一切しておりません。

3点目の御質問につきましても、重複はございません。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。重複していないと言われたんですが、この両方の図面を見る限り、高さが、この橋脚の下県道の高さまで同じ位置になっています。

それで、ここの図面を見る限り、1のほうは21メートル72.7センチ。2のほうは21.748メートル、つまりその差が2.1センチなんです。どちらもほぼ同じ高さです。

なぜか、この駐車場2のほうになれば、この図面の下、ここの下が盛り土が書いてありません。色がついていません。色がついていません。

この色がついていないので、もしかしたら、駐車場工事その1の盛り土をその2が上からギュッと押し下げて圧縮したのかなと思いながら見えています。

**○議長（浅野 毅君）** ちょっと石井議員、ちょっと。その資料は議運で提出されたやつですかね。

〔8番石井信行君「それです」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** 同じものでありますか。

〔8番石井信行君「はい、そうですよ。ここに自分でわからなかったらいけんから貼ってるだけです。」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** はい、すいません。どうぞ。

**○8番（石井信行君）** それで、どちらも同じ高さ、ほぼ同じ高さになっているので、やっぱり重複しているのではないかとされるんですが、そのへん、もう少し説明していただけませんか。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 図面を見ながらの御質問ですので、なかなかわかりにくい面があります。質問の趣旨もちょっとわかりにくいところがありますので、間違った回答になるやもしれませんが、その点は御容赦ください。

資料としていただいております資料Ⅲは、これは先ほども申し上げましたように、82号の発注当初の図面でございますので、当然工事でございますので、完了図面はこれとは異なっております。

120号に関しましても、これ発注当初の図面でございますので、現在施工中でございます。

石井議員が先ほど申された高さに関しては、全ての工事が終わって完了の高さを多分お示しされたのだというふうに思います。

石井議員の工事の詳細な内容につきましては、大変申し訳ございませんけれども、建設課のほうへその都度お問い合わせをくだされば、全てお答えできる状況でございます。

この場で一つずつのことを口頭で言われましても、このように間違った推測の答えになる場合がございますので、もし同様の御質問を引き続きお願いできるのであれば、窓口のほうでぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。今の説明だけでどうも十分には納得できませんが、次の質問に移ります。

4 丁目、病院の病床削減について、お尋ねします。医療機関の倒産とか休廃業が過去最多を記録している途中なんです、厚労省が出した、病床を削減する病院には給付金を出すという異常な病床数適正化支援事業への給付金申請が殺到し、削減対象病床数が全国で5万床に上っているってことが4月22日の参議院の厚生労働委員会で明らかになりました。

これが実際に推し進められると医療機関の倒産休廃業は一気に広がり、日本国中が大変なことになると思われます。

矢掛病院は、この病床数適正化支援事業への申請をしたのでしょうか。もし、申請したのであれば、病床数削減はいくらで、もらえる支援金はいくらになりますか。担当部署の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 8番石井議員の御質問にお答えいたします。

矢掛病院が病床数適正化支援事業について申請をしたかどうかの質問でございますが、今回この事業に関しては、矢掛病院では申請しておりません。令和6年度の病床利用率を申しますと、一般病棟では90パーセント、療養病棟では85パーセントで、昨年度と比べましても増えている事もあり、現時点では病床数の削減は考えておりません。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。申請しておられなくて、本当によかったなと思っています。

利用率が一般病棟で90パー、療養病棟で85パーと、とても高いということと併せて、先ほどの同僚の議員から質問がありました救急外来の受入れ率も近隣の病院の中では抜きん出ていることなど、職員の方々の昼夜を分かたずの御尽力の賜物だと思います。本当に心から敬意を表したいと思います。

病床削減は、国全体の医療費抑制策の一環で、診療報酬を引き下げておいて、さらに支援金を出してまで病床数を減らせば、病院収入が減ることは誰の目にも明らかです、424の公立病院を統廃合する計画、これは今も生きておりますし、矢掛病院、井原市民病院、笠岡市民病院も424の統廃合計画の中に入ったままです。

私は、私的なことですが家族全員が矢掛病院には大変お世話になっておりますので、どんなことがあっても矢掛病院の経営が立ちゆかなくなってしまうは大変困ります。多くの町民が命と健康のよりどころとしている頼みの綱です。

そこで、私は医療体制を根底から崩してしまう計画、支援金をばらまいてというようなそういう計画ではなく、病院が立ち行く道を何とかできないかと考えました。そこでもし、消費税が5パーセントになってインボイスが廃止になったら、病院の経営は赤字がかなり減るのではないかと考えましたが、実態はどうでしょうか、お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 8番石井議員の再質問にお答えします。

御質問にありました消費税減額の必要性について、お答え申し上げます。昨今の医療現場においては、近年、看護職をはじめとする医療従事者の人件費の上昇や薬剤や診療材料等の高騰が深刻な課題となっております。特に地域医療を担う中小病院にとっては、経営への圧迫が増す一方で、診療の質を維持するための努力を続けております。

こうした状況の中で、石井議員の消費税減額を経営補助策の一つとして求める声は大変有難く感じます。しかしながら、医療機関の経営基盤の安定化を図る上では、より本質的な対応として必要なのは、診療報酬の適切な改定であると考えております。

医療は、国民にとって不可欠な社会基盤であり、その質と安全を維持向上させるためには、医療機関の持続可能な運営が前提となります。診療報酬は、その根幹を成す収入源であり、ここに現実のコスト増を適切に反映させることが、制度としての整合性や公平性を保つ上でも重要であると考えております。

したがって、我々として、今後の診療報酬改定において、人件費や物価上昇などの経済の実態を的確に反映され、医療機関が安定して診療を継続できるよう要望してまいりたいと考えております。今後とも皆様の御理解と御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。昨日のニュースでしたか。自民・公明・維新の3党による実務者協議で、11万床の病床削減が大筋で合意され、今年度の骨太方針に盛り込まれる方向だということをニュースで聞きました。

医療費抑制、若者現役世代の保険料の負担の軽減がその理由のようですが、病床が大幅削減されれば、病院そのものがなくなっていくわけですから、地域医療が崩壊し、セーフティネットが壊され、全ての世代の命と健康が保障されなくなるだけのことだと思います。

このような医療費抑制、福祉を抑制しておく。それは国民にとっては一利もありませんので、ぜひこういう大幅な医療費削減を許さない、そういう声を、それから5パーセントの消費税の減税とインボイス廃止の実現できる国会という、診療報酬を適正な水準に引き上げる国会、これをこの参議院選挙で作って日本の国全体を再生させたいというふうに私たちは考えています。共に力を合わせることを申し上げて、質問を終わります。

（傍聴席から拍手）

**○議長（浅野 毅君）** 議長からちょっと一言石井議員に申し上げます。

若干、最後の質問は、若干質問の趣旨と、若干違ってありますんで、以後気を付けてください。よろしくお願いします。

〔8番石井信行君「違ってますか」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩したいと思いますのですが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

その前にお知らせといいますか、報告させていただきます。

病院管理者におかれましては、診療業務のため、これ以降の定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。また、企画課長より、公務のため、これ以降の本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。休憩。

午前10時42分 休憩

午前10時58分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 先ほどの石井議員の一般質問、2点目の再々質問、令和6年度建設第92号のかわまちづくり支払日は工事の支払日という再々質問でございましたけれども、先ほど確認をいたしまして、令和7年4月15日に支払いをさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** はい。引き続きまして、一般質問を行います。5番田中輝夫君お願いします。5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫でございます。通告により、熱中症対策クーリングシェルターについて、質問いたします。

近年は気候変動の影響で、真夏や夏の終わりでも猛暑になる日が多く、熱中症になる人が増加傾向です。昨年は9月末日までも猛暑の日が続いていました。

昨年4月1日に改正気候変動適応法が施行され、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒アラートが新たに創設され、運用が開始されました。過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に関わる重大な被害が生じる恐れがあります。

そのような時は、危険な暑さから避けるための場所として、市町村はクーリングシェルターを指定できることになりました。クーリングシェルターは冷房設備を有するなど要件を満たしている施設、公民館とか図書館などが指定され、熱中症特別警戒アラートが発表されている期間中、誰でもが休息できるように開放されるものです。

そこで、幼児や高齢者など熱中症弱者に対して、今後起こり得る熱中症発生の予防を強化するための取組について執行部の見解と方針をお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 5番田中議員の御質問、熱中症対策・避暑シェルターについて、町民課からお答えします。

議員がおっしゃいましたとおり、気候変動適応法の改正により、従前から運用の熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として位置付けられるとともに、気温が特に著しく高くなり、熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じる恐れのある場合に発表する熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートが創設され、令和6年4月から運用が開始されました。

クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートが発表された際に誰でも利用できる暑さをしのげる場所として、市町村長が指定した施設でございます。外出中危険な暑さに見舞われた場合や自宅に冷房設備がない場合には適宜クーリングシェルターなどを活用し、熱中症予防に努めることが推奨されています。

矢掛町では令和6年度、役場ロビーと矢掛町立図書館をクーリングシェルターとして指定し、開放準備を整えました。令和7年度からは、矢掛町保健センターを追加しています。開放期間は、国の定めた毎年4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までで開放時間は各施設の開庁日、開庁時間としています。

また、クーリングシェルターの開放の基準となる熱中症特別警戒アラートは、県内全ての観測点で暑さ指数が35以上になると予測した場合に当該県に発表されます。昨年度、熱中症特別警戒アラートの発表はございませんでした。

ただし、今後、過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合には命を守る行動が必要であり、外出時はクーリングシェルターなどを活用してください。

矢掛町では、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、有線放送や行政情報配信メールにより、町民の皆様にお知らせすることとしています。

また、高齢者や乳幼児等の熱中症対策については、ここ数年、暑さが厳しくなると予想される7月頃から有線放送、行政情報配信メールや広報紙により、町民の皆様にご注意喚起をしています。

今年は、議員も御覧いただいたと思いますが、広報やかげ5月号お知らせのページで熱中症予防について、町民の皆さんにお知らせしたところでございます。今後も取組として引き続き注意喚起を行っていきたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい。クーリングシェルターとして現在役場のロビー、それから町立図書館、保健センターをしているとの回答でした。

クーリングシェルターを指定している自治体は、本年4月の調べですが、県下27市町村のうち15市町村となっています。本町は昨年度からいち早く施設を指定して、この取組に取り組んでいると理解しています。

そこで再質問をいたします。現在指定している場所に行くのに遠い地区の方もおります。町の中央の地区だけでなく、各地区の公民館施設をクーリングシェルターに指定場所とする考えはないのか、お尋ねします。

また、現在している3か所は涼みを主体としているクールスポットですが、クーリングシェルター——暑熱避難施設、避難施設という意味合いであれば、冷房設備だけでなく、冷たい飲み物、例えばウォーターサーバーなどを設置するのが良いと考えます。

現在、どの指定場所にも設置している様子はありますが、ウォーターサーバーなど設置する考えはないのか、見解をお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 5番田中議員からの再質問について、町民課からお答えします。

1つ目、各地区の公民館をクーリングシェルターとして指定する考えはないのかという御質問でございます。

議員がおっしゃいましたとおり、現在指定しているクーリングシェルターまで遠い地域の方もおられ、公民館については各地区にあり、足を運びやすいというメリットがあります。

昨年度、役場ロビーと町立図書館を指定した際、各地区公民館についても検討を行いました。環境省からクーリングシェルターとして指定する施設に備える必要がある基準が示されています。一、冷房設備が整っている、二、熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放できる、三、適切な空間が確保されているの3つとされています。

公民館の管理運営の現状は、公民館主事が一人で常駐されており、時には職務上、外出して不在となる時もあると聞いています。環境省の基準、二、熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放ができるという基準を確実に満たすことができるかという点で、対象外としています。

公民館は、クーリングシェルターとしての指定はしていませんが、地域の身近な施設として、開館時に休憩所として御利用いただくことを妨げるものではございません。また、今後の気象状況や現在指定しているクーリングシェルターの利用状況を踏まえながら、必要性を感じる場合には各地区公民館の指

定について、検討したいと思います。

2 つ目、クーリングシェルターへのウォーターサーバー設置の御提案でございます。環境省のクーリングシェルター設置に水分の提供までは示されていません。クーリングシェルターの利用者で、万一、熱中症の症状を発症したり、緊急性のある場合には、当該利用者への応急処置として水分の提供をする準備はございますが、通常利用者への水分の提供は考えておりません。

ウォーターサーバー設置は、今のところ予定はございませんが、今後の施設の利用状況を踏まえながら、必要に応じて検討したいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 5 番。

**○5 番（田中輝夫君）** はい、回答していただきました。公民館は現状クーリングシェルターとしては使用していないが、地域の身近な施設として開館時には休憩所として利用できるとの回答でした。

ウォーターサーバーの設置については、環境省の基準ではその要件は示されていませんが、指定する場所や設置するものは各自治体で行います。熱中症の症状を発症したり、緊急性のある場合は水分提供の準備はあるが、通常利用者には提供する考えは今のところないというふうな回答でしたが、暑い時は脱水症になることも考えられ、その予防としての特に水分補給は必要と思います。ウォーターサーバー又は水道直結型のウォータークーラーを設置して、暑い時は誰でも利用ができるようにすべきではないかというふうに考えます。

また、別な方法としては災害時用に備蓄しておりますペットボトルの飲料水、これは常時準備していると思いますが、それを一時借用するのも一つの方法ではないかというふうに考えます。その災害時備蓄用のペットボトルの水の賞味期限も、これは比較的長いです。でも、災害時備蓄品のペットボトルの水もある程度の期間が来たら交換する必要があるでしょうし、賞味期限が切れるまでに有効に活用するのも一つの方法ではないかなというふうに思っております。

まず外出時、猛暑時の外出はできるだけ控え、暑さを避けることが一番ですが、日頃から心掛けている熱中症予防行動のみでは不十分な可能性もあるため、準備や対策をすることが必要です。

各地区公民館などをクーリングシェルターに指定するとともに、ウォータークーラーなどを設置して、事前に準備することを再度検討していただくよう提言し、本日の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、3 番福田京子君、お願いします。3 番福田君。

**○3 番（福田京子君）** それでは、議席番号 3 番福田京子でございます。通告に従いまして、矢掛町内の小学校 7 校での存続は、いつまで続けられるのかという質問を始めさせていただきます。

矢掛町で育ち、学ぶ児童にとって好ましい教育環境、それを考える時に学び、知識を得るという学習環境、同時に仲間づくりといった社会性を身に付けるという社会的な環境とこの両方の環境を保障する必要があると考えます。

学校は小さな社会に例えられます。そこは、人と人が触れ合う温かさを通じての感性・感情を育む所でもあります。年齢とともに、自らの力でその社会を広げていけることを保証できる環境も必要であると考えます。

そうしたことを考えると、現状のままの規模では社会的な環境の保障は難しいように感じます。また、近年の出生数からも期待をすることはできそうにございません。

小学校における適正な規模、適正な児童数をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、そ

の根拠の説明をお願いいたします。

次に、小学校は地域コミュニティの核としての機能を持ち合わせていること、それも考え合わせると、単純な数の問題ではだけではないということは承知しております。現状の地域とのつながりは、どのようになされているのでしょうか。具体的な例をお伺いいたします。お願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 3番福田議員の御質問、町内の小学校7校での存続は、いつまで続けられるのかの質問についてお答えいたします。

本町の小学校においては、令和7年度現在、7校中2校で複式学級が発生しており、児童数の減少が徐々に進行している状況です。減少のスピードには違いがありますが、町全体といたしましては、本年度——令和7年度の児童数は、1年生から6年生までで569人、5年後には471人、6年後の令和13年度には431人まで減少すると予想されます。

小学校の適正な規模や児童数については、文部科学省の適正規模・適正配置等に関する手引きによりますと、1学年2学級、全体で12学級程度が望ましいとされています。これは、議員がおっしゃるように、多様な人間関係の中で児童が切磋琢磨しながら学び合うことが、将来に必要な資質・能力の育成に有効であるという考え方に基づいています。

一方で、1学年1学級や複式学級を有する小規模校においても、教職員の指導上の工夫や地域の御支援を通じて、きめ細やかな教育活動が行われるというメリットが存在することも記載されています。

令和6年12月議会におきましても、同様の御質問に対してお答えをさせていただきましたが、その際に申し上げましたとおり、本町では令和3年3月に教育総合審議会から町内7小学校体制の維持が提言されており、教育委員会といたしましては、現在もその答申に基づき、教育環境の確保に取り組んでおるところでございます。

具体的には、ICTの活用による遠隔授業、町内複数校による合同授業、地域の方々と連携したふるさと教育などを進め、小規模化による教育的なデメリットをできる限り補おうと努力しているところでございます。

また、御質問のとおり、小学校は教育の場であると同時に地域コミュニティの核でもあります。町内の全小学校区及び中学校区には、地域学校協働推進員——地域コーディネーターを配置し、地域の方々がボランティアとして学校と関わってくださっております。

例えば、朝の学習支援や読み聞かせ、家庭科の授業での実技支援とかクラブ活動への協力、地域伝統の継承、防災訓練など子どもたちの豊かな学びの場を支えていただいております。

さらに、環境整備や下校時の見守り、あいさつ運動など日々の生活の中でも地域の皆様が子どもたちに温かく声を掛けてくださっており、学校を地域のふれあいの場として主体的に関わっていただいている姿がございます。これらは正に、小規模な学校だからこそ築ける信頼関係であり、地域ぐるみの教育・子育てを体現しているものと受け止めております。

例えば中川小学校では、子どもと地域がともに防災について学ぶ、安全・安心な学校づくりに取り組んでおり、地域と学校が本当に共に学び合う実践が行われています。

このように、地域と学校は一体的に運営されており、地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みに深くつながっております。

しかし、今後児童数が更に減少することが予想されており、学校運営の持続可能性や教育活動の保障

といった観点から、小学校の統廃合は避けては通れない検討課題と認識しております。

一方で、このような小学校の統廃合には沿革的背景や地域の意向、さらには地域コミュニティの維持といった課題も関わってまいりますので、御質問の小学校の適正な規模と児童数については、単に児童数だけでは判断できない、複合的な問題であると捉えております。

したがって、学校の適正な規模については、一律の数値で定めるのではなく、教育の質と地域性の両面の現状を踏まえながら、児童数の推移や教育活動への影響についての分析を行うとともに、保護者の皆様や地域住民の方々の御意見などを丁寧に伺い、今後の学校の在り方について、先進地の情報収集等を進めながら、慎重に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 3 番。

**○3 番（福田京子君）** 具体的に丁寧にお答えいただきました。

お答えの中にあつたように、文部科学省は、適正規模適正配置等に関する手引きにおいて、1 学年 2 学級全体で 12 学級程度が望ましいとあります。そして、これは目安であつて、地区特有の事情があればそれにこだわらないというようなニュアンスでも書かれております。

それにのっとり、矢掛町では、令和 2 年度矢掛町の将来を見据えた小・中学校のあり方についてという答申が、町教育総合審議会から 3 月 31 日付で提言されています。そこでは、現在の小学校を維持し、ふるさとに根ざした教育を継続発展させることについてという項目の中で、各地区 1 校の体制を維持することを提言しています。

そして、答弁いただいた中にもあるように、教育環境の確保に取り組んでいるとのことでした。近年のいわゆるデジタル化は急速で、数年前当時の予測をはるかに超えた世の中になりました。ICT 機器等の活用によって、小規模校の学習環境のデメリットは、うまく補うことができているとのことでした。

しかし一方、答申にある地域住民との連携によるふるさとに根ざした教育活動の拡充。その面での成果はどうなのでしょう。提言にある拡充という言葉に当たる活動は、残念ながら難しくなっているのではないのでしょうか。

現在は、地区の方々のさまざまな関わりがあつてこそ成り立っていることがたくさんあるのは存じております。しかし、これからも今まで同様に、これ以上の継続をお願いできるものなののでしょうか。

例えばですが、放課後子ども教室というのでは継続できていないケースを聞いております。ここでもっと申し添えますが、放課後子ども教室と放課後児童クラブというのは、呼び方は似ておりますけれども、混同されがちなんですけれども、全くの別物でございます。

つまり、その継続が難しくなっているという、耳慣れない放課後子ども教室というのは、それこそ直接的な触れ合い、関わりを持つふるさとに根ざした教育活動の一つであろうと思います。それが、残念なことに先細りのような状況にあるようです。

したがって、現行は答申を踏まえてのあり方であると承知はしておりますが、いつまでその答申をよりどころとして良いものなののでしょうか。

今後子どもたちの居場所づくり、そんな言葉も耳にいたします。それとの関わりを考える必要が出てきているのではないかと思います。また、答申は小北中学校にも触れておりますが、その見解もお示しいただければと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 福田議員の再質問について、お答えさせていただきます。

近年の少子化社会を背景といたしまして、今後、児童数が更に減少されることが予測される中において、先ほど教育長も答弁いたしましたとおり、矢掛町においても学校運営の持続性、教育活動の保障といった観点から、小学校の統廃合は避けて通れない検討課題となっております。

またその一方で、児童数のみによる判断だけでなく、それぞれの学校の持つ沿革的な背景や地域の意向、さらには地域コミュニティの維持といったことも含めて複合的に考えていかなければいけない課題でもあります。

保護者の皆様やそれから地域の方々の御意見を丁寧にお伺いいたしますとともに、今後の学校のあり方について各地の事例や専門家の研究資料等も参考にしながら、適切に判断してまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 3 番。

**○3 番（福田京子君）** ありがとうございます。矢掛町の場合、地区地区という小さく細分化した地区にこだわらなくても、矢掛町全体をふるさと、一つのふるさととして捉えるという認識は難しいのでしょうか。

統廃合が検討課題であるとするならば、その途中経過を町民にも知らせていただきたいと思いますと思っております。

学齢期の子どもを持つ家庭だけでなく、全ての町民がゆっくりと考えて納得できるように問題提起をする時期がきているのではないのでしょうか。そんな思いを持って質問をさせていただきました。

これをもちまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございます。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、1 番土井俊彦君、お願いします。1 番土井君。

**○1 番（土井俊彦君）** 議席番号 1 番土井でございます。通告に従い、早速一般質問に入らせていただきます。質問事項は、矢掛町のシニアクラブの現状と今後についてでございます。

老人クラブの発足は、1963 年 8 月施行されたと承知しております。しかし、本町のシニアクラブは、全国の老人クラブの発足より一足早い 1959 年 7 月 1 日に設立されました。

その目的は、地域を拠点に高齢者が自主的に集まり、仲間づくり、健康づくり、生活を豊かにする、介護予防等やボランティア、伝承活動などを通じて保健福祉の向上を目指します。

発足から 60 年近く経過した現在も、シニアクラブの役員の皆さんの尽力により、この事業が継続されております。

しかし、全国の会員数は、1998 年 887 万人のピーク時から 2022 年 438 万人と全国的にも大きく減少しており、本町でもシニアクラブの会員数は 2000 年をピークに 1,285 人、2024 年では 891 人と 394 人の減少となっております。

この現状は、発足当時とは高齢者のニーズが多様化していること、クラブに入会しなくても満足できるサービスを受けられること、年金制度の改正により、65 歳まで働く人が増加し、加入が減少しているなどの要因となっています。

しかし、本町では、高齢者に対する介護予防の取組は、近隣の市町と比べた時、行き届いたサポートとなっています。

例えば、地域ミニデイサービス等の活動は、住み慣れた地域の中で簡単な運動、昼食、レクリエーシ

ョンなどの地域の方々と交流を図り、介護予防に寄与しています。しかし、このサービスを受けるには、要支援1、2の事業対象者のみに限定されています。

ここで、シニアクラブの存在が重要になってきます。シニアクラブは、高齢者の皆さんなら誰でも会員になれ、クラブの方々といろんな活動を通して交流を深めてもらい、心身共に健康になり、人生100年時代を元気で楽しんでもらうために、シニアクラブへのサポートは必要だと思います。

これは私の提案ですが、担当課に矢掛モデルのシニアクラブのサポート部局を作り、町内のシニアクラブの全員のアドバイスやサポートを行い、また、町内からシニアクラブのボランティアスタッフなどを募集し、運営に積極的に関わる人と会員の皆さんと一緒に魅力ある参加したくなるクラブを作るため継続的なサポートと予算を付けていただくことを提案し、担当課の答弁をお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 1番土井議員の御質問、シニアクラブの現状と今後について、担当課にということですが担当課長欠席いたしておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、シニアクラブにつきましては、地域を基盤とする高齢者の自主組織で矢掛町では町全体のシニアクラブ連合会、これを本体としまして、各地区7地区にそれぞれシニアクラブがありまして、それぞれ活動されておられます。

会員数については、時代の変化に伴いまして、議員がおっしゃるように高齢者のニーズの多様化、定年延長、健康寿命の延伸、ボランティア団体も増加したことなどによって減少傾向にあります。全国でもそうですが、矢掛町でも例外ではありません。

この老人クラブにつきましては、昭和38年、議員が言われた1963年に施行されました老人福祉法において、“地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない”というふうに位置付けられました。そこで初めて、老人クラブの支援について、国の規定がされております。この条項を基に、国では地方公共団体を通じて老人クラブに対する公的な補助を行っております。

本町においては、この国の補助金以外にも町単独の補助も行っております。毎年予算要望をいただきながら、必要とする事業費については都度、当初予算に計上させていただいておるところでございます。

また、議員から御提案ありました福祉介護課にシニアクラブのサポート部局を作り、町内のシニアクラブのアドバイスやサポートを行う体制整備をということでありましたが、シニアクラブへの新たな育成支援策として御意見として承らせていただきますが、今後については、議員のおっしゃるような介護予防に貢献するボランティア団体としての取組、また、地域に身近な地区社協、ボランティア団体等との連携により、役割分担をするなど地域福祉の共助としての取組がより重要になってくるのではないかと考えております。

先ほど、法的な位置付けについてもお話をさせていただきましたが、市町村にはシニアクラブに対して適当な援助をするよう努力義務も法的にあります。シニアクラブの自主性を重んじながら、事業に対して一緒に考えていきたいと思っておりますし、必要に応じて予算措置も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 1番。

**○1番（土井俊彦君）** 担当から回答いただきました。シニアクラブの会員の皆さんに対しては、国の

補助以外にも町単独の補助金を支給されているとのこと、会員の方々も大変評価してくださっていると思います。

年々世の中もめまぐるしく変化していく。昨今、ニーズの多様化は、更に増えると思います。

またシニアクラブの存続は、担当課のサポートなしでは大変難しいと考えます。今日の矢掛町の礎を築いてくださった高齢者の方、また、シニアクラブの会員の方にも敬意を払っていただき、そして、心身共に高齢者の健康を維持することにより、矢掛町の高齢者は元気で活気があると言われるように、現状から一步踏み込んだ支援ができるように、建設的な協議をしていただきたいと思います。

それで再質問として、シニアクラブの今後の活動やシーンに対する町長のお考えをクラブの会員の方々や高齢者の方々にお伝えいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 土井議員の再質問について、お答えさせていただきます。

高齢者の方々が生き生きと健康的に過ごされ、そしてさまざまな地域活動を展開され、地域に貢献いただいていることを大変有難く思っております。

先般、町シニアクラブ連合会の日置会長から要望書をいただきました。そこには、シニアクラブの活動は、活力ある地域社会を次世代へと継承していく上で大変重要な課題であるという旨が記されておりました。

今後も魅力あるシニアクラブの活動を展開していただくためにも、町内7地区のシニアクラブの皆様のご更なる活動の活性化に向けまして御要望に沿う形で支援を検討しております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 1 番。

**○1 番（土井俊彦君）** 町長からの言葉をいただきました。この町長からの言葉をいただいて、シニアクラブの皆さん、また高齢者の皆さん、安心されたと思います。

今後、少子化は避けられないことなのですが、現在ある福祉の取組等を精査して内容の濃いサービスを提供していただいて、元気で高齢者が活動できるシニアクラブのサポートを今後とも継続をお願いして、質問を終わります。

以上です。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は6月2日の月曜日、午前9時30分から再開したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、6月2日の月曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前11時42分 散会